

「居宅サービス計画届出書」について

居宅サービス計画届出書とは？

居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼し、合意したことを市へ届け出てもらうものです。以下の３種類があります。

- ①居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
⇒要介護の認定を受けた（申請中）の利用者用
- ②介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
⇒要支援の認定を受けた（申請中）の利用者、事業対象者用
- ③居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（小規模多機能・看護小規模多機能）
⇒小規模多機能事業所の利用者用（要介護でも要支援でも）
※前月にサービス利用していた場合は、内容も必ず記入してください。

居宅届の提出が必要なタイミングはどんなとき？

- ①被保険者が初めて介護サービスを利用するとき。
- ②今までとは違う支援事業所にケアプランの作成を依頼することになったとき。
※委託先の変更も含む。
- ③介護保険施設の退所後に居宅でサービスを利用するとき。
※施設入所前にケアプラン作成を依頼していた支援事業所であれば、再提出は不要。
- ④転入などにより新たに太田市の被保険者となったとき。
- ⑤新規認定、更新、区分変更申請により、介護区分が変わるとき。
（要介護→要支援、要支援→要介護等）

いつまでに届出？

原則、サービスの利用開始日（適用開始日）までに届出をお願いします。

（猶予期間：開始日から１４日以内）

例)) ４月１日からサービス利用の場合は、４月１４日までに届出をお願いします。

※１ 期限日が土日祝等で市役所が開庁していない場合は、翌開庁日までとします。

※２ 郵送の場合は消印有効。

なお、届出が遅延してしまった場合は、セルフプランとなりますのでご注意ください。

転入後すぐにサービス利用する場合など、１４日以内に届出することが難しい場合は、事前にご相談ください。

暫定ケアプランが必要なときは？

①要介護認定の新規申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用するとき。

②区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用するとき。

③更新申請中で、認定結果が更新前の認定有効期間に確定しないとき。

上記①～③に該当する場合は、想定される介護度で暫定プランを作成及び居宅届の提出をお願いします。

介護度の見込みが難しい場合はどうする？

平成27年4月に通知していますが、改めて周知させていただきます。

太田市では、介護度の見込みが難しい場合、要支援・要介護のケアプランを両方作成していただいています。（要支援のケアプランは、包括と連携して作成）

この場合、どちらかの居宅届を原則、サービス利用開始前まで（遅くともサービス利用開始日から14日以内）に届出をお願いします。その後、見込み違いとなった場合は、結果が出た介護度で適用開始日を遡り届出が可能です。

届出を出さずにサービスを利用し始め、見込み違いとなった場合は自己作成（セルフプラン扱い）となります。自己作成となった場合には、居宅介護支援費（ケアプラン作成料）の請求ができなくなります。

例①：4月1日 要介護見込みでサービス利用開始（要介護、要支援のケアプラン作成済）

4月14日 要介護の居宅届提出

（適用開始日である1日を含むため15日以降は不可）

5月20日 要支援2と認定

この場合は、適用開始日を4月1日とする要支援の届出ができます。

例②：4月1日 要介護見込みでサービス利用開始（要介護、要支援のケアプラン作成済）

居宅届を提出せず・・・

5月20日 要支援2と認定

この場合は、適用開始日を4月1日とする要支援の届出はできません。

介護度が出ていなくてもサービスの利用を開始する際には、必ずケアプラン作成及びサービス開始までの一連の流れの対応をし、14日以内に居宅届の届出をお願いします。

住所地特例対象者の居宅届はどこに出す？

①要介護の場合

居宅介護支援事業所が直接、介護保険者に届出してください。

例：他市（A市）が介護保険者の場合（太田市の住所地特例施設に入所）

⇒A市に届出してください。（A市の様式）

②要支援、事業対象者の場合

被保険者の住所地の介護保険者に届出してください。

※自治体により、様式、記載方法、添付書類、提出期限など異なることがあるので各自で被保険者証に記載の介護保険者に確認をお願いします。

例：他市（A市）が介護保険者の場合（太田市の住所地特例施設に入所）

⇒太田市に届出していただき、太田市からA市へ郵送します。（A市の様式）

太田市でよくあるQ&A

Q. 認知症がひどく、介護被保険者証の再発行を繰り返している場合は、届出が遅くなってしまうのですがどうすれば良いですか？

A. 居宅届と被保険者証再発行の申請は同時届出が可能なので、同時届出をお願いします。
ケアマネージャー申請の場合は、印字済みの被保険者証を被保険者の住所地へ郵送します。

Q. 認定結果が出て被保険者証郵送中に居宅届を届出したい場合はどうすれば良いですか？

A. 原則、被保険者証郵送中については、届出できません。郵送中の被保険者証に印字ができない為です。緊急を要する場合などはご相談ください。

Q. 月の前半でa居宅介護支援事業所にて居宅届を届出しサービスを利用して、月の後半はb居宅介護支援事業所で居宅届を届出したが、サービスを利用しなかった場合どのような影響がありますか？

A. 請求上、b居宅介護支援事業所が給付管理を行うことと判断され、a居宅介護支援事業所が請求しても返戻になります。b居宅介護支援事業所の居宅届の取り下げの連絡をするか、居宅届（変更）を再度届出してください。

※届出後、適用開始日の変更（急遽入院など）となった場合は、被保険者証を添付し改めて変更の届出をお願いします。（届出済の届出書は返却できません）

((参考資料))

【提出期限】について

○介護保険法第41条（居宅介護サービス費の支給）

6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業所から指定居宅サービスを受けたとき（当該居宅要介護被保険者が第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者に支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。

【暫定ケアプラン】について

○厚生労働省平成18年4月改定関係Q&A（vol.2）

（問52）要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際は、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

（答）いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。

その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。

また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。

なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるように介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。